

## 「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

### ■ 政策等の題名

杉並区保健福祉計画（平成27年度～31年度）（案）について

### ■ 政策等の公表日

平成26年12月1日（月）

### ■ 意見提出期間

平成26年12月1日（月）～平成27年1月5日（月）

### ■ 意見提出実績

30件（個人26件、団体4件）、延べ102項目  
提出方法の内訳

|        |     |
|--------|-----|
| ・FAX   | 13件 |
| ・電子掲示板 | 9件  |
| ・メール   | 3件  |
| ・持参    | 3件  |
| ・郵送    | 2件  |

### ■ お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

別紙1「区民意見の概要と区の考え方」のとおり

### ■ 計画（案）修正箇所一覧

別紙2「保健福祉計画（案）の修正一覧」のとおり

### ■ 問合せ先

保健福祉部管理課 計画調整担当

電話 03-3312-2111 内線1344

## 区民意見の概要と区の考え方

| 項目                                      | 意見の概要   | 区の考え方   |
|---|---|---|
| <b>全体</b>                               |   |   |
| 1                                       | 第4章の「施策の目標」は、施策が奏功した場合の状態像を表現したのですが、現状の記載と混同されかねません。「〇〇できるようにします」とか「〇〇になるようにします」といった表現の方がよいのではないのでしょうか。 | 保健福祉計画は、杉並区総合計画・実行計画の施策のもとに保健福祉分野の取組の基本的方向、施策、事業の体系等を明らかにする計画です。そのため、第4章の「施策の目標」は、総合計画の「計画最終年度(33年度)の目標」を記載しております。      |
| 2                                       | 良くできた計画だと思いますが、多くの区民に計画を進めていくことを知っていただき、自分の問題として協力・協働してくれる人を増やし、区民に求めるべきことは求めていった方がよい。                  | 区では、あらゆる分野の施策・事業で協働の推進を図るべきと考え、杉並区協働推進基本方針のもと、協働を進めております。<br>保健福祉計画につきましても、計画の周知を徹底し、区民・事業者・関係団体に十分にご理解いただき、協働を進めていきます。 |
| <b>第1章</b>                              |   |   |
| 3                                       | 基本理念に関して、広報を充実することで、行政と区民の関係ができ、理念の実現につながるはずである。  | 計画の周知は大変重要と考えております。基本理念を含め、計画概要を広報すぎなみでお知らせするとともに、全文の区ホームページへの掲載、図書館等への計画冊子の設置などにより、周知を徹底していきます。                        |
| <b>第2章</b>                              |   |   |
| 4                                       | 「高齢者福祉分野」には介護のことしか記されていない。独居高齢者や元気高齢者のことも記すべきではないか。   | ひとり暮らし高齢者や元気な高齢者については、地域包括ケアを進めていく上でも重要な要素と考えていますので、課題として追記いたします。   |
| 5                                       | 住居の問題が「親なきあと」のことしか記されていないが、障害者の自立と社会参加を基盤としてふれるべきではないか。   | ご指摘のとおり、住まいについては、すべての障害者に共通する重要課題として追記いたします。  |
| <b>第3章</b>                              |   |   |
|   | <b>重点推進テーマ 全体</b>   |   |
| 6                                       | 重点推進テーマは細部によくまとめられている。テーマを推進する人材の育成計画と組織を越えて取組みができる行政組織を作してほしい。   | 重点推進テーマは、戦略的・組織横断的に対応いたします。組織を越えた切れ目のない取組をきめ細やかに推進していきます。   |
| 7                                       | 重点推進10テーマを具体的施策に移す段階で、公平・公正・平等に取り組むべきことを明記する必要がありますと思います。   | 保健福祉計画を推進するに当たっては、公平・公正を前提としつつ、効率性や効果を考慮した事業展開を行っていきます。   |
| <b>重点推進テーマ 3 認知症対策を核とした地域包括ケアを推進します</b> |   |   |
| 8                                       | 薬局は医療機関ではなく、医療提供施設と位置付けられていますが、認知症の早期発見は薬局でも可能性が大いにあるので、医療機関等か薬局と明記してほしい。                               | ご指摘のとおり、薬局も含め、認知症の方を早期発見し診断につなげていただくためにも「医療機関等の相互の連携による」と修正いたします。   |

| 項目                                      | 意見の概要   | 区の考え方  |
|---|---|--|
| <b>重点推進テーマ 4 高齢者や障害者の多様な住まいを確保します</b>   |   |  |
| 9                                       | 高齢者、障害者、低所得者、DV被害者など、住居の問題は重要なので、独立した柱として取りあげてもよいのではないかと。(今回の計画の新機軸になるのではないかと)  | 住まいのあり方については、重点推進テーマとして、ご指摘の住居確保要配慮者も含め学識経験者も交えて総合的に検討を進めていきます。  |
| <b>重点推進テーマ 8 障害者の地域生活支援を強化し、自立を促します</b> |   |  |
| 10                                      | 3つの基本理念で「(1)人間性の尊重」を取り上げていますので、第3章重点推進テーマの8の障害者福祉分野の中に、「障害者の権利擁護の推進及び地域住民への理解啓発」を項目として記載してほしい。                                      | 権利擁護の周知・権利条約の理念の普及について、第2章及び第4章で記載しています。   |
| 11                                      | 第3章重点推進テーマの8の障害者福祉分野の中に、「発達障害児・者の支援」を記載してほしい。   | 第3章重点推進テーマ8の「障害者の地域生活支援策を強化し、自立を促します」の障害者には、発達障害児・者も含んでいます。  |
| 12                                      | 重点推進テーマ8について、日中生活の場の整備という、知的障害者の通所施設と思われがちだが、アイプラザも視覚障害者の就労支援と日中活動の場であることを忘れないでほしい。   | 視覚障害者会館(アイプラザ)については、今後も、視覚障害者の日中活動の場、就労支援の場としてご利用いただけるよう努めていきます。   |
| 13                                      | 重点推進テーマ8について、日中活動、就労支援の場であるアイプラザも駅から遠いところにあり、バスが通らなくなり、その上、視覚障害者の高齢化で不便で利用しにくい場所になりつつある。駅からもっと近いところか、バスなどが通っている交通の便の良いところに移転すべきである。 | 視覚障害者会館の場所につきましては、今後の事業運営の中で参考とさせていただきます。  |
| 14                                      | 重点推進テーマについて、視覚障害者もデイサービスを利用しているが、その内容が視覚障害者に対して配慮されたものになっていない。  | 高齢化の進展の中、高齢障害者への対応の充実は重要と考えております。重点推進テーマ8及び第4章に、加齢に加え、障害特性や障害福祉サービスを十分理解した「高齢障害者専門ケアマネージャー」の育成などを盛り込んでおり、ケアプランの作成など視覚障害者を含め、高齢障害者の相談支援体制を強化していきます。 |
| <b>第4章</b>                              |   |  |
| <b>施策 いきいきと暮らせる健康づくり</b>                |   |  |
| 15                                      | 施策目標値(65歳健康寿命)が少し低い。今後の超高齢化社会の到来を考え、杉並区の人口数値から割り出すと、年1才ぐらい健康寿命を延ばす必要がある。  | 施策目標値は、平均寿命及び健康寿命の伸び率と区民の健康づくりを取り巻く社会環境の変化などの要素から設定しています。今後、この目標の達成に向け、区民への周知や事業者・関係団体との連携・協働を一層進め、健康寿命の延伸に向けた健康づくりを進めていきます。                       |
| 16                                      | 健康教室参加にしても検診受診にしても保健行動ですから、健康志向の低い人はそもそも参加せず、“参加するのはいつも同じ人”になりかねません。区民一般の健康志向を強めるような大規模なキャンペーンのような普及啓発活動が行われてもよいのかもしれませんが。          | 健康づくりの普及啓発については、日常的な区民周知に加え、健康づくり推進条例に基づく「推進期間」を設け、すぎなみフェスタ等のイベントなども活用して取り組んでいます。今後、健康づくりに関する目標や指標の達成に向け、幅広い分野と協力しながら、区全体の取組として推進していきます。           |

| 項目                      | 意見の概要  | 区の方考え方  |
|-------------------------|--|---|
| 17                      | 保健師が扱うエリアが増えているが、正規の保健師が不足しているため、正規の保健師を増やす計画を立ててほしい。  | 今後も適切な職員の配置を行うとともに、様々な状況に対応ができるよう、研修等により保健師の能力向上を図り、関係機関と連携しながら相談対応を進めていきます。                          |
| <b>施策 地域医療体制の充実</b>     |  |   |
| 18                      | 重症心身障害児や医療的ケア児に対する救急医療体制を確保してほしい。  | 医療的ケアの必要な方に対する救急医療・在宅医療につきましては、今後、当事者団体や杉並区医師会の意見を踏まえ検討していきます。  |
| 19                      | 「在宅医療体制の充実」について、対象を「高齢者等」とするのではなく、重症心身障害児や医療的ケア児も明示してほしい。<br>また、在宅医療に関する会議の委員には在宅医療を受けている当事者を含める必要がある。 |   |
| 20                      | 災害時要配慮者等に医療的ケア児を明示する必要がある。   | 人工呼吸器使用患者には、現在も子どもも含めて支援プランを作成するなど、子どもについても要配慮者と位置付けて対応しています。今後も、医療依存の高い方への支援の充実について、子どもも含めて検討していきます。 |
| 21                      | 口から食事を摂ることは、脳を始め全身の活性化に影響を与えており、家族の努力により胃瘻を免れる例もあります。このような歯科保健指導の強化や口腔ケアを充実させてください。                    | 口から食事を摂ることは、生涯にわたり健やかにいきいきと暮らすうえで大切なことと考えます。<br>歯科医療、口腔ケアの推進について記述を追加します。                             |
| 22                      | 「予防接種事業の推進」は簡潔すぎるように感じる。もう少し具体的に書き込んだ方がよい。   | 予防接種は感染症予防の重要な施策のひとつです。ご指摘のとおり、具体的な内容を追記いたします。  |
| <b>施策 高齢者の地域包括ケアの推進</b> |  |   |
| 23                      | 介護保険事業計画(案)の第6章の介護保険サービスの適切な利用の促進で「事故を未然に防ぐこと」は重要と考え、相談・苦情処理体制の整備に「事故防止」に係る記述を加えてはどうかと提案した。            | 「第6期介護保険事業計画」の文言を修正いたします。   |
| 24                      | 認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくりの記載にある「講演会」の開催は、誰を対象にしたものか明らかにした方がよい。  | ご指摘のとおり、講演会の対象者を明らかにした記載を追記いたします。   |
| 25                      | 「買物支援」があってもよいのではないかと。  | これまでも介護予防訪問介護(ホームヘルプ)による生活援助として実施しています。今後導入する総合事業の生活支援サービスを検討する際の参考とさせていただきます。                        |
| 26                      | 全ての地域包括支援センターへの地域包括ケア推進員配置を評価します。地域ケア会議を活用した地域づくりの推進や総合事業の整備、在宅医療体制の充実等は多職種連携が重要と考える。                  | 地域包括ケア推進員とともに地域ケア会議を活用し、医療・保健・介護・福祉の関係機関及び関係者と連携して地域づくりや事業・施策の充実に向けた取組を積極的に進めていきます。                   |

| 項目 | 意見の概要   | 区の方考え方  |
|----|---|---|
| 27 | 認知症対策について、あらゆる面にわたり地域包括ケアのメニューが列記されているが、それらのサービスがどれほど量的に提供されるかにかかっている。杉並区独自の高齢者施策、家族介護も含め新たな総合事業に組み込まれるのか。今後も引き続き、これらのメニューが継続し、拡大されることを願う。  | 認知症対策は早期発見・早期対応だけでなく、地域の見守りや虐待防止、家族への支援等、多岐にわたるものが重要です。区では総合事業を構成する包括的支援事業として認知症対策の充実を図るとともに、徘徊高齢者探索システムや家族への支援を任意事業として認知症高齢者や家族を支えていきます。   |
| 28 | 「たけあいネットワーク(地域の目)」として「あんしん協力員」による見守りや、「あんしん協力機関」としての登録の働きかけをするとあるが、地域ボランティアによる見守りを期待するのは困難なことだと思う。  | 世の中の変化や地域のつながりが希薄になる中、地域ボランティアのみに頼ることが難しくなっている現状はあります。しかし、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、身近な地域の互助の力が重要であると考えます。地域の互助の力を育てるためには、時間をかけて地域の中での人と人の顔の見える関係づくりをしていくことが必要です。今後もたけあいネットワーク(地域の目)事業を通し、「あんしん協力員」「あんしん協力機関」を増やし、地域、近隣との関係づくりを進めることにより、地域における見守り体制の充実を図ります。 |
| 29 | 見守り体制・日常生活支援・家族介護者支援等、多くのサービスが用意され実践されていることは区民としてはありがたいが、1人暮らしの高齢者にとっては、申請や支払い等の諸手続きが複雑で、サービスの有無さえ知らない例が多いので、情報の周知手段の工夫やわかりやすい手続き等の配慮が必要ではないか。  | サービスを広く知っていただき、必要な方に適切なサービスが提供されることが重要ですので、サービス案内のパンフレット、チラシ、手続き等のわかりやすさや周知方法をさらに工夫するなど、今後の事業運営の中で参考とさせていただきます。   |
| 30 | 近年ますます人材確保が困難となり、やむなく少数の介護職でやりくりをしている。杉並区が介護施設の増床に取り組むのはのぞましいが、介護人材の確保が心配。事業者にまかせるだけではなく、自治体として人材確保と定着を図り、介護職に対する家賃補助や研修費の助成などを実施してほしい。   | 今後の高齢化の進展に伴う介護人材の確保などの観点から、国や東京都の制度を活用しながら、新たに整備する施設等に対する独自の補助制度の拡充や介護事業者の宿舍借り上げ支援など、引き続き、介護職員の処遇改善等につながる支援を充実していくことを追記いたします。   |
| 31 | 高齢者の願望は、「安心して住み続けられること」であり、介護保険制度や保健福祉の理念からみて、地域での公的な支えによって達成されなければならないが、公的な支えが乏しく、家族介護依存、なかでも若年家族が離職・退職に追い込まれることが社会問題になっている。介護離職は社会的損失であり、高齢者への虐待につながり、更に離職者の老後にまで損害を及ぼすことを十二分に考慮すべきで、本来この点に眼をむけて施策を充実させていくべきと考える。 | 介護保険制度は、要介護高齢者の増大、また家族の介護負担の増大に対応するために実施されたものです。介護離職などの問題を解消するためにも介護保険制度の周知や適切な運用、また区の独自施策としてのさまざまな家族支援事業の実施に引き続き努めていきます。   |
| 32 | 認知症の予防、把握に関する啓発には格段の力を注ぐべき。また、知的活動に関しては非常に遅れているが、「知的活動を活発にするプログラムを提供し」とあり、非常に興味をもつ。区内には、この問題に関する専門機関があるので先進的なプログラムを提示してほしい。   | 認知症予防の普及啓発のために、これまでも東京都健康長寿医療センターの助言を受けながら、知的活動を活発にするプログラムを提供し、普及啓発に努めてきたところですが、今後も、より効果的なプログラムを提供できるよう、専門家の意見を踏まえ研究していきます。   |
| 33 | 地域包括ケアシステムを担う自主グループである「ささえ愛グループ」への助成を増額してほしい。   | 「地域ささえ愛グループ」の活動の充実に向けて、今後とも支援を実施していきます。   |

| 項目                           | 意見の概要  | 区の考え方  |
|------------------------------|--|--|
| 34                           | 「地域包括ケア推進員」は「生活支援コーディネーター」の役割を担うものと思われる。「地域包括ケア推進員」が、どこまで認知症高齢者への対応を充実させる活動を行うのか。また、国が示す「生活支援コーディネーター」は、高齢者の見守りや日常生活を手助けする地域づくりのために地域の力をコーディネートし、共助の推進を担う役割が中心となるが、結果的には認知症高齢者への対応も包含することとなり、役割の重点が異なるので、適切でないと考ええる。 | 地域包括ケア推進員の生活支援コーディネーターとしての機能・役割は、主に地域における生活課題の抽出、また、認知症地域支援推進員の機能・役割は、主にサービスの連携支援と考えています。<br>地域資源の開発や認知症の地域支援体制を構築し、地域包括ケアシステムの構築を目指します。 |
| <b>施策 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備</b> |  |  |
| 35                           | 高齢者には多様な住居の確保が必要であるため、サービス付き高齢者向け住宅の充実とともに「みどりの里」の確保継続を望む。   | 和田みどりの里は、空住戸からサービス付き高齢者向け住宅へ転換します。和田みどりの里を除く他のみどりの里については、当面、低所得の高齢者の住まいとして確保し、維持運営します。   |
| 36                           | 他県に区の施設もありではないか。   | 現在、区は静岡県南伊豆町と自治体間連携による特別養護老人ホームの整備に向け検討を進めています。多様な住まいの確保に向けた検討にあたり参考とさせていただきます。  |
| 37                           | 高齢者の人数に比較して、特養やグループホームなどの介護施設が区内に少なく、施設になかなか入れない。高齢者が住み慣れた地域で家族と近いところで住み続けたいと思っているので、計画をもっと充実させてほしい。   | 安心して介護が受けられるよう、特別養護老人ホームやグループホーム等の整備にあたっては、公有地の活用や民間整備への建設助成などによる区内整備を基本として整備を進めているところで、<br>今後多様な手法により、高齢者の状況に応じた施設整備を推進していきます。          |
| 38                           | 孤独死も増え、老老介護や労働年齢層による介護など限界にきている。高齢者の多様な住まいの確保として収入に応じて施設入所出来れば雇用も創出できる。  |  |
| 39                           | 高齢者施設を増やしてほしい。<br>介護職員の給料をあげてほしい。  | 今後多様な手法により、高齢者の状況に応じた施設整備を推進していきます。なお、介護職員の給与等については、国が介護報酬を定めます。   |
| 40                           | 「サービス付き高齢者向け住宅」は利用料がネックになりそうなので、これをどうするかを考えてもよいのではないですか。   | 今後、多様な住まいの確保に向けた検討(P69)において、学識経験者を交えて住宅施策を総合的に検討をしていくなかで整理していきたいと考えています。   |
| <b>施策 障害者の社会参加と就労機会の充実</b>   |  |  |
| 41                           | 第4章施策の展開(障害者の社会参加と就労機会の充実)<br>障害者福祉推進連絡協議会や地域自立支援協議会においては当事者の参加及び協議内容の周知を図るべきである。  | 議事録を区ホームページで公開しています。協議会への当事者の参加についてのご意見は今後の事業運営の中で参考にさせていただきます。  |
| 42                           | 障害者の就労支援を考える上で、定着支援や離職後の支援が重要です。離職率、定着率関係の情報公開をお願いします。   | 雇用定着支援は重要と考え今回の計画に盛り込んでおります。定着率については毎年度実施している「行政評価」において「過年度からの継続就労者」数を把握しており、区ホームページで公表しています。  |

| 項目                      | 意見の概要   | 区の考え方  |
|-------------------------|---|--|
| 43                      | どのような障害があろうとも、子どもにはその子に適切な療育や発達支援、教育を受ける機会が保障されねばならない。都立永福学園も含めた区内での受け入れ体制の不備を理由に機会を奪われるのはあってはならない。 | 今回の計画では「障害者の権利擁護の推進」を盛り込んでいます。障害のある人もない人も誰もが住みやすい杉並区を目指して、差別禁止・合理的配慮など権利擁護に関する理念の普及を目指します。   |
| 44                      | P72の2「障害者通所施設等の運営支援」の中で、送迎費の補助を記載しているが、人材確保の補助策が有効である。  | 送迎費の補助は、運行に係る運転手・添乗員の人件費も補助の対象としています。  |
| 45                      | P75の8「移動支援の充実」について、年齢制限の撤廃など対象者を拡大し、個々の実情に即した支援が必要である。  | 移動支援については、一定の制限はありますが、原則個々の実情に応じて支給しております。   |
| 46                      | P76の10「多様な講座・交流の場の運営」について、活動の拠点として障害者福祉会館が挙げられているが、トイレにユニバーサルシートの設置がなく重度障害者は利用できない。                 | 様々な障害のある方への配慮や、バリアフリー対応の推進など、障害者権利擁護の観点から、27年度に予定している「障害者への対応要領」の作成の中で検討課題とさせていただきます。  |
| 47                      | P76の10「多様な講座・交流の場の運営」の中の障害当事者活動への支援内容とは何か。  | 障害者の社会参加を推進するため、障害者当事者グループに対して、情報や活動場所の提供を行います。  |
| 48                      | 移動支援事業の対象基準の拡大、障害種別による運用格差を是正する必要がある。   | 移動支援の対象基準については、一定の制限はありますが、原則個々の実情に応じて支給しています。   |
| 49                      | 永福学園の通園バスに関して、体制不備を理由に教育機会が阻害されることのないように都と連携して改善していく必要がある。  | 障害者の権利擁護の観点からも、都に通園バスの改善について要望するとともに、必要に応じて都と連携していきます。   |
| <b>施策 障害者の地域生活支援の充実</b> |   |  |
| 50                      | グループホーム入所者にも在宅時にはショートステイを利用させてほしい。  | グループホームとショートステイとの併用は給付費の二重払いとなるため利用へできませんが、区ではグループホームについて、「終の棲家」であると認識して、計画的に整備を進めています。終の棲家に関するご意見は、多様な住まいの確保に向けた検討の課題の一つとさせていただきます。 |
| 51                      | グループホームを終の棲家にするか、入所施設を整備してほしい。  |  |
| 52                      | 障害者施設と障害者に対しての職員を増やしてほしい。   | 引き続き、障害者施設の整備を計画的に進めるとともに適正な職員配置に努めていきます。  |
| 53                      | 発達障害者(児でなく)への支援が独立して記されているべきなのではないか。  | 成人期発達障害者支援については、第4章に盛り込んでいます。  |
| 54                      | グループホーム整備の項目の中に「早期整備」の文言を入れてほしい。  | グループホームの整備については、区としても重要な課題と認識しており、公有地の活用や土地所有者等との協力関係を築くなど多様な手法により、計画的に整備を進めていきます。   |

| 項目 | 意見の概要   | 区の方考え方  |
|----|---|---|
| 55 | 障害者施策の仕組みを当事者に対して説明する体制が構築されておらず、どこに相談すればいいのか、どのような支援が受けられるのか情報を得ることができない。一方で、当事者のニーズを行政が把握する仕組みが整えられていません。また、医療的ケア児の施策は保育・教育・福祉・医療等多岐の分野にまたがるが、縦割りで支援体制が一本化されていない。担当部署が具体的に協議を行い、総合的に医療的ケア児の施策を立てる必要がある。 | 区では、障害当事者やご家族が抱える課題の解決や障害福祉サービス等が適切に利用できるよう相談支援体制を強化しています。特に区内3か所(荻窪・高円寺・高井戸)に障害者地域相談支援センター(すまいる)を設置し、身近な地域で、障害種別や手帳の有無に関係なく、障害者の生活に関する様々な相談支援を行っています。医療的ケア児への支援については、今後、当事者団体や杉並区医師会の意見を聞いた上で検討していきます。 |
| 56 | 行政の障害福祉窓口は「障害者手帳を交付された後」の人を主たる対象としているため、低年齢層の障害児の相談窓口として十分に機能していない。また、行政と当事者間で情報共有を図る必要がある。「障害福祉サービス」「療育」「補装具・日常生活用具」といった項目ごとにわかりやすい簡便なリーフレット等作成が有効と思われる。制度等の仕組みを説明する職務を明確に作る必要がある。                       | 相談支援の充実については、低年齢層の方も含めて盛り込んでいます。また、ご指摘の情報共有については、今後の事業運営の中で参考とさせていただきます。  |
| 57 | P81の「当事者等の相談支援の充実」の中で、ピア相談員を単に発掘・養成するだけでなく、最終的には相談支援専門員など職業として就労できるような支援策が必要ではないか。  | 当事者等の自立の観点から重要なことととらえ、今後の事業運営の中で参考とさせていただきます。   |
| 58 | P81の「障害者相談支援の充実」について、最初の相談支援窓口にとどり着けない人がいる。行政側の積極的な支援が必要ではないか。  | これまでも、民生委員などと連携しながら必要な支援につなげておりますが、今後とも、関係機関の連携強化を図っていきます。  |
| 59 | P81の「障害者相談支援の充実」に記載のある、地域支援ネットワーク強化のための具体的活動とは何か。   | 具体的な内容がわかるよう、説明を追記いたします。  |
| 60 | P82の「高齢障害者の相談支援体制の充実」と同じことが低年齢の障害児にも必要ではないか。  | 相談支援の充実については、低年齢層の方も含めて盛り込んでいます。  |
| 61 | P84の「障害者の権利擁護の推進」のなかで成年後見制度の普及啓発と利用支援が記されるべきなのではないか。  | ご指摘のとおり、第4章「地域福祉の充実」にある成年後見制度の普及啓発と利用支援を再掲します。  |
| 62 | P85に記載のある「障害者孤立防止ネットワークによる見守り事業」とは何か。   | 25年度の実態調査で把握した孤立の危険性の高い障害者のいる世帯に対し、障害関係機関と連携し、定期的な巡回による見守りの実施や障害福祉サービス等の利用を支援する事業です。  |
| 63 | 療育施設や個別指導、訪問リハビリテーション等の併用について、発達を促進する観点から柔軟な対応が必要である。   | リハビリテーションは、1か所で集中して受けることにメリットがあると考えております。   |
| 64 | 区内医療機関において補装具の作成が実現されるのが望ましい。   | 主治医などの関係もあり難しい問題であると認識しています。  |
| 65 | P85の13「安全安心システムの普及」について、対象を柔軟に拡大する必要がある。  | 今後の事業運営の中で参考とさせていただきます。   |



| 項目                | 意見の概要  | 区の方考え方   |
|-------------------|--|--|
| 66                | P86の14「短期入所等の充実」について、緊急時の対応や日帰りショートステイの対象など柔軟に拡大する必要がある。   | 今後の事業運営の中で参考とさせていただきます。  |
| 67                | P86の15「重度障害者の在宅支援サービスの実施」について、重症心身障害児(者)在宅レスパイト訪問看護事業の契約訪問看護ステーションを拡大する必要がある。  | 契約訪問看護ステーションを拡大する方向で検討していきます。  |
| 68                | 精神科病院からの地域生活の移行促進について、現状の具体的な入院患者数を明記し、そのうえで移行促進に係る施策や数値目標を明記していく必要がある。  | 3年間の数値目標は、「資料編」に掲載します。   |
| 69                | 精神障害者に対するアウトリーチ支援に関する具体策を計画に明示する必要がある。   | 保健センターの精神保健相談において、アウトリーチ事業に類した事業を実施しており、今後も継続していきます。   |
| <b>施策 地域福祉の充実</b> |  |  |
| 70                | 要援護者や要配慮者に対する呼びかけ・アプローチは十分取り組まれているが、「たすけあいネットワーク(地域の手)」を周知しきれていないことから、地域のたすけあいネットワークに対する一般区民への周知・理解促進に向け、一般区民向けにたすけあいネットワークの取組を周知する一文を追加してほしい。 | 災害時要配慮者に対する支援については、要配慮者本人に対する周知はもとより、支援する区民に対する働きかけも欠かせないことから、災害時要配慮者支援の事業全体を包括する取組の一環として、震災救援所運営連絡会や地域の方々の協力しやすいよう支援する体制づくりを推進していきます。 |
| 71                | 施策「地域福祉の充実」に、「区民参加の促進」の項目を記載してください。あらゆる地域福祉領域で、民間の社会資源の活用や開発が叫ばれているが、事業者を含め広く区民の活動を促進する取組みにについて具体的に書き込まれていません。                                 | 区では、杉並区協働推進基本方針のもと、協働を進めており、本計画の推進に当たっても、各事業に、地域との連携や社会資源の活用などを盛り込んでおりますが、よりわかりやすくするために、「施策:地域福祉の充実」部分にも、改めて明記いたします。                   |
| 72                | 障害者が震災救援所で避難生活を送る場合、別のスペースを確保するなど配慮を行ってほしい。  | 各震災救援所では、要配慮の方が避難した場合に備え、避難生活に配慮すべき内容を盛り込んだ「避難支援計画」を策定しており、ご指摘の点も含め、充実を図っていきます。  |
| 73                | 行政が主体となって実施すべき取組に対し、民間事業者が主体となって推進すべき項目を精査し、効率的な事業運営を行ってほしい。   | 災害時要配慮者に対する支援は、行政が主体となって進める取組に加え、地域の方々や民間事業者との連携により進めていく取組もあります。今後、関係者の意見を聞きながら、区と民間事業者所との役割分担の明確化や運営マニュアルの整備を進めます。                    |
| 74                | 95頁での「被保護者への自立支援」という語は稼働年齢層に対する就労支援等や指導を連想させる。被保護高齢者の支援では「自立」の語を避けた方が良いのではないかと。  | ご指摘のとおり、高齢者受給世帯に対しては、生活安定のための支援を行う旨が明確になるよう表記を改めます。  |

| 項目                     | 意見の概要   | 区の方考え方   |
|------------------------|---|--|
| 75                     | 高齢者を中心に被保護者が増加していることに続いて自立に向けた支援を強化することが記されており、違和感を感じます。高齢者を中心に被保護者が増加していることと自立支援を強化することとは、文章を分けた方がよいように思われます。                          | ご指摘のとおり、高齢者と稼働年齢世帯を混在した記載になっているため、適切な表記に改めます。  |
| 76                     | 災害時の要配慮者支援について、医療的ケアが必要な障害者が在宅避難できない場合は、最初から福祉救済所に行くことを認めるとともに、個別避難支援計画にその人に合った福祉救済所の指定ができるようにしてほしい。また、小中学校トイレが和式のところは早急に洋式トイレに改修してほしい。 | 杉並区地域防災計画では、震災救済所での生活が極めて困難な方については第二次救済所へ、さらに第二次救済所での生活が困難な場合は福祉救済所で受け入れを行う旨を規定しています。しかし、現在指定している福祉救済所数では、福祉救済所に避難を希望する要配慮者の受け入れが困難であることから、杉並区総合計画・実行計画に基づき、新たな福祉救済所の指定を進めていきます。<br>また、震災救済所(区立小・中学校)のトイレについては、学校の改築・修繕等に合わせ、教育委員会と調整していきます。 |
| 77                     | 生活保護受給者の自立支援強化の部分について、生活保護受給者は生活困窮者世帯に比べ、恵まれ過ぎている。  | 生活保護制度は全国一律の制度であり、平成25年度より数次にわたる保護費の適正化に向けた基準改定が行われてきております。また、生活保護受給者で稼働能力のある者に対する就労自立支援や医療費の抑制、不正・不適正受給の防止など、生活保護の脱却と適正給付に向けた取組に一層力を入れていきます。  |
| 78                     | ひとり親、貧困家庭に対し、格段の支援をしてほしい。子育て応援券の経費については、貧困家族への支援の充実に活用してほしい。  | ひとり親家庭の支援は、27年度に行う実態調査結果等を踏まえ、一層の充実を図っていく考えです。また、27年度から、ひとり親家庭を含む生活困窮世帯等に対する総合相談支援事業を新規に実施し、個々の状況に応じた家計相談や就労準備支援などのきめ細やかな伴走型支援を行っていきます。なお、子育て応援券については、子育て家庭と地域をつなげる区独自の仕組みとして、一層効果的・効率的に実施するよう検討する考えです。                                      |
| <b>施策 妊娠・出産期の支援の充実</b> |   |  |
| 79                     | 妊娠・出産期の支援に当たっては、乳幼児健康診断の充実やリスク児への早期対応及び家族支援を行ってほしい。   | 今後とも、乳幼児健康診査等の機会を捉えて、乳幼児の病気や身体発育・精神発達などの問題を早期に発見するとともに、関係機関等と連携した早期対応等に努めていきます。  |
| 80                     | 妊娠・出産期の支援について、胎児に障害があると判明している妊婦への支援や障害児の保護者への支援を充実させる必要がある。また、母子保健医療等助成においては、制度の複雑さや保護者の心労等をかんがみ、積極的なアウトリーチが求められている。                    | ご指摘のケースを含め、今後とも、保健センター保健師を核として、関係機関と連携しつつ、状況に応じた適切できめ細やかな支援を図っていきます。   |

| 項目                        | 意見の概要  | 区の考え方  |
|---------------------------|--|--|
| <b>施策 就学前における教育・保育の充実</b> |  |  |
| 81                        | 区立保育園の施設や保育士等の職員体制について、現行の保育の質を維持してほしい。<br>また、他自治体と同様に、家賃補助事業を実施するなど、保育士の待遇向上に取り組んでほしい。<br>【他、同趣旨1件】   | 老朽化した区立保育園は、計画的に改築等を実施するとともに、現行水準による職員配置を行っていきます。また、国や東京都の制度を活用しながら、保育従事職員の宿舍借り上げ支援など、引き続き保育士の処遇改善等につながる支援を充実していくことを追記いたします。         |
| 82                        | 区内の病児保育の受け皿が少ないので、病児保育施設を増設してほしい。【他、同趣旨1件】   | 病児保育は、27年度に1所の新規開設を予定しており、今後の推移等を踏まえて、必要な整備拡充を図っていきます。   |
| <b>施策 障害児支援の充実</b>        |  |  |
| 83                        | つどいの広場やゆうキッズ事業のように、医療的ケアが必要な重症心身障害児等が集い交流ができる環境を整えてほしい。  | 27年秋を目途に、医療的ケアが必要な重症心身障害児を対象とした新たな療育の場として、旧若杉小学校跡地を活用した重症心身障害児対応型の児童発達支援事業所を開設する計画を進めています。こうした拠点を核として、地域や子育て中の親子との幅広い交流等につなげていく考えです。 |
| 84                        | 重症心身障害児の療育支援の充実を図るため、医療的ケア児の場の確保や、単独通園の機会の保障及び放課後等デイサービスの充実を図ってほしい。  | 平成27年度から医療的ケアが必要な児童の療育の場の設置や放課後等デイサービス事業所の設置に取り組んでいきます。  |
| 85                        | こども発達センターの地域支援機能である相談支援をさらに充実させてほしい。   | 今後の事業運営の中で参考とします。  |
| 86                        | 児童福祉法の改正により、障害児の放課後対策が「放課後等デイサービス事業」として制度化されました。これにより、従来から実施してきた区の独自の放課後対策補助事業「地域デイサービス事業」が26年度を持って廃止となります。しかし、制度化された事業に移行すると、経費面などからこれまで積み上げてきた障害児個々に対応した発達支援ができなくなるなどの弊害が予想されます。引き続き補助の継続が必要ではないか。 | 放課後等デイサービス事業など法に基づく事業については障害福祉サービス費で運営するものと考えています。また移行事業者と新規参入事業者とを経費で差別化することに問題があると考えています。  |

| 項目                       | 意見の概要  | 区の方考え方   |
|--------------------------|--|--|
| <b>施策 子ども青少年の育成支援の充実</b> |  |  |
| 87                       | 小学校内に学童クラブを設置する場合には、学校と隔離し、これまでと同様に施設、職員を配置して実施してほしい。                                | 学童クラブを最寄りの小学校内へ段階的に整備する際には、より広い施設・敷地を有効活用して、一層充実した育成環境を整えていきます。また、職員についても、区基準に基づき、これまで同様に適切に配置していく考えです。  |
| 88                       | 障害児交流プログラムや中高生活動の支援など、これまで児童館が行ってきた事業を継続させて  |  |
| 89                       | 児童館運営に重きを置く計画を作成してほしい。   |  |
| 90                       | 子どもの多様な可能性を高める児童館事業を推進してほしい。   |  |
| 91                       | 児童館を存続させ、児童館職員や児童館の支援者である先輩ママを活用して子育て支援をしてほ  |  |
| 92                       | 行政の連続性を考えずに、児童館廃止に転換するのではなく、引き続き児童館で事業を継続してほしい。                                      |  |
| 93                       | 児童館の機能を小学校内へ移転するのは無理があり、存続してほしい。   |  |
| 94                       | 児童館のように、多様な年齢層の子どもたちが集える場所は随所に必要であり、なくさないでほし   |  |
| 95                       | 児童館を引き続き計画の中に位置づけ、児童館事業の充実と発展をさせていくことが必要である。<br>【他、同趣旨3件】                            |  |
| 96                       | 児童館の再編に関わる取組は、区立施設再編整備計画に基づき実施することとされているが、本計画は区立施設再編整備計画と連携する計画として位置付けられていないのではないかと。 | 区立施設再編整備計画は、基本構想並びに総合計画・実行計画に基づき策定したものであり、当然に本計画とも連携しているものです。  |
| 97                       | 現存する区の子童館を存続してほしい。   | 児童館という限られた施設・スペースで、0～18歳までの児童を対象とした全てのサービスの充実を図ることは困難です。区立施設再編整備計画に基づき、現在の児童館が果たしてきた機能・役割を、身近な小学校や新たに整備する子どもセンター等で継承し・充実・発展させる取組を、丁寧かつ段階的に進めていきます。 |

## 保健福祉計画(案)の修正一覧

| No. | 修正箇所                                    | 計画改定案   | 修正内容<br>(修正は下線部)   | 修正理由   |
|-----|---|---|--|--|
| 1   | P3<br>○保健福祉計画と個別計画の関係図                  | —   | —  | よりわかりやすい関係図に修正   |
| 2   | P3<br>注意書き                              | 「(仮称)子ども・子育て支援事業計画」「介護保険事業計画」は、基本的考え方となる取組の方向性や重点課題などが本計画に盛り込まれています。                                      | 「 <u>—</u> 子ども・子育て支援事業計画」「 <u>—</u> 介護保険事業計画」は、基本的考え方となる取組の方向性や重点課題などが本計画に盛り込まれています。   | より適切な表現に修正   |
| 3   | 6P<br>【健康分野】<br>表内<br>区民健康診査(特定健康診査)受診率 | 25年度<br>—   | 25年度<br>48.4   | 数値が確定したことによる修正   |
| 4   | 6P<br>【高齢者分野】<br>6行目                    | 医療と介護の連携「すぎなみガイドライン」、杉並区医療・介護関係者のための「認知症対応サポートブック」「がん関係機関連携用サポートブック」を作成するなど、在宅医療を担う専門機関同士の連携強化を図りました。     | 『医療と介護の連携「すぎなみガイドライン」』、「杉並区医療・介護関係者のための認知症対応サポートブック」、「がん関係機関連携用サポートブック」を作成するなど、在宅医療を担う専門機関同士の連携強化を図りました。   | 誤記による修正  |
| 5   | P10<br>【高齢者分野】<br>24行目                  | また、地域包括ケアの基盤となる安心して暮らし続けられる住まいの確保とともに、在宅での生活が困難な方に対し、身体や経済状況に応じた多様な介護施設の整備を推進することも、現保健福祉計画に引き続いての大きな課題です。 | また、地域包括ケアシステムの基盤となる安心して暮らし続けられる住まいの確保とともに、在宅での生活が困難な方に対し、身体や経済状況に応じた多様な介護施設の整備を推進することも、現保健福祉計画に引き続いての大きな課題です。<br><u>さらに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が地域で孤立することなく安心できる生活の確保策や、元気な高齢者に対する就労支援や地域貢献活動等の社会参加活動を支援する取組は地域包括ケアシステムの構築における重要な課題です。</u> | ・誤記による修正<br>・区民等意見の提出手続きの意見を踏まえ、ひとり暮らしや元気な高齢者についての課題を追記(別紙1No.4) |
| 6   | P11<br>【障害者分野】<br>9行目                   | とりわけ、介護者の高齢化による親なき後の住まいの確保はきわめて重要な課題です。   | <u>障害者の自立と社会参加の基盤としての住まいの確保が必要であり、とりわけ、介護者の高齢化による親なき後の住まいの確保はきわめて重要な課題です。</u>  | 区民等意見の提出手続きの意見を踏まえ、障害者の自立のための住まい確保について追記(別紙1No.5)                |
| 7   | P15<br>「推進する事業」<br>2段目                  | 3 母子保健医療費等助成  | 3 母子保健医療費助成等による支援  | より適切な記述に修正   |
| 8   | P17<br>グラフ内：健康長寿の説明                     | ※ 65歳から要介護2になるまでの平均期間に65歳を加えたもの(国の計算方式とは異なる)  | ※ <u>65歳の人</u> が要介護認定(要介護2以上)を受けるときの <u>平均</u> (東京保健所長会方式)   | よりわかりやすい記述に修正  |

| No. | 修正箇所   | 計画改定案   | 修正内容<br>(修正は下線部)   | 修正理由                                   |
|-----|--|---|--|--|
| 9   | 19P<br>これから                                    | 「(仮称) 地域包括ケア推進員」  | 「 <u>_____</u> 地域包括ケア推進員」  | 名称を変更することによる修正                         |
| 10  | P19<br>○相談から早期診断・対応・支援まで総合的な認知症対策を行います         | 地域で認知症高齢者を支えるために、認知症サポーターを養成するとともに、専門医・医療介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる高齢者の生活状況や認知機能等の把握や評価を行い、適切な診断へと結びつけます。受診困難な認知症高齢者に対しては、認知症コーディネーターと認知症疾患医療センター職員の訪問支援により適切な医療・介護サービスにつなぎます。   | 地域で認知症高齢者を支えるために、認知症サポーターを養成するとともに、専門医や医療、介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる高齢者の生活状況や認知機能等の把握や評価を行い、適切な診断へと結びつけます。受診困難な認知症高齢者に対しては、認知症コーディネーターと認知症疾患医療センター職員の訪問支援により適切な医療・介護サービスにつなぎます。   | よりわかりやすい記述に修正                          |
| 11  | P19<br>○相談から早期診断・対応・支援までの総合的な認知症対策を行います<br>6行目 | 医療機関同士の連携による認知症早期診断・早期対応の仕組みづくりを行うとともに、医療関係者の認知症高齢者への対応力の向上に取り組めます。   | 医療機関等の相互の連携による認知症早期診断・早期対応の仕組みづくりを行うとともに、医療関係者の認知症高齢者への対応力の向上に取り組めます。  | 区民等意見の提出手続きの意見を踏まえ、「医療機関等」に修正(別紙1No.8) |
| 12  | 19P<br>取組項目                                    | ○早期発見・早期対応の仕組みづくり<br>○認知症相談の充実<br>○専門的な対応・支援の仕組みづくり<br>○「認知症ケアパス」の作成  | ○早期発見・早期対応の仕組みづくり<br>○認知症相談の充実<br>○「 <u>認知症ケアパス</u> 」の作成<br>○専門的な対応・支援の仕組みづくり  | 誤記による修正                                |
| 13  | 19P<br>○住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアの取組を推進します<br>7行目 | 高齢になっても暮らしやすい住まいで医療・介護のサービスを一体的に利用でき、多様な生活支援により日常の生活を送ることができる地域包括ケアの取組を進めます。<br>地域包括支援センター(ケア24)に「地域包括ケア推進員」を新たに配置し、地域の生活における課題等を把握するとともに、多職種による地域ケア会議を活用し地域連携支援体制を充実させます。また、医師会の協力により各地域で在宅医療体制の充実に関わる地域ケア会議を開催し医療・介護の連携を強化します。<br>ケア24及び各地域単位で推進する地域包括ケアの取組を広域的にバックアップするために、荻窪税務署等用地を活用した在宅医療連携拠点や権利擁護等の専門的な拠点を整備します。 | 高齢になっても暮らしやすい住まいで医療・介護のサービスを一体的に利用でき、多様な生活支援により日常の生活を送ることができる地域包括ケアの取組を進めます。<br>地域包括支援センター(ケア24)に「 <u>_____</u> 地域包括ケア推進員」を新たに配置し、地域の生活における課題等を把握するとともに、多職種による地域ケア会議を活用し地域連携支援体制を充実させます。また、医師会の協力により各地域で在宅医療体制の充実に関わる地域ケア会議を開催し医療・介護の連携を強化します。<br><u>_____</u> 地域包括支援センター(ケア24)及び各地域単位で推進する地域包括ケアの取組を広域的にバックアップするために、荻窪税務署等用地を活用した在宅医療連携拠点や権利擁護等の専門的な拠点を整備します。 | ・名称を変更することによる修正<br>・誤記による修正            |
| 14  | 19P<br>グラフ説明                                   | 認知症高齢者が在宅で安定した生活を送れるように、簡単な手助けのできる認知症サポーターの養成に力を入れます。   | 認知症高齢者が在宅で安定した生活を送れるように、 <u>認知症の人やその家族を温かく見守り支援する認知症サポーターの養成に力を入れます。</u>   | よりわかりやすい記述に修正                          |

| No. | 修正箇所                                | 計画改定案  | 修正内容<br>(修正は下線部)   | 修正理由   |
|-----|-------------------------------------|--|--|--|
| 15  | P19<br>地域包括ケアシステムの図                 | 在宅医療体制<br>・認知症初期支援チーム<br>・認知症コーディネーター<br>・認知症疾患医療センター<br>地域連携支援体制<br>・(仮称) 地域包括ケア推進員   | 在宅医療体制<br>・認知症初期集中支援チーム<br>・認知症コーディネーター<br>・認知症疾患医療センター<br>地域連携支援体制<br>・ <u>地域包括ケア推進員</u>  | ・誤記による修正<br>・名称を変更することによる修正                      |
| 16  | P20<br>○多様な手法で住まいの整備を加速します<br>8行目   | また、高齢者や障害者等の多様な住まいの確保に向け、学識経験者も交え、住宅施策について総合的な検討を進めるとともに、特別養護老人ホームについては、南伊豆町との自治体間連携による整備を踏まえた区域外整備の拡大や小規模特養の整備など、多様な手法を検討していきます。              | また、高齢者や障害者等の多様な住まいの確保に向け、学識経験者も交え、 <u>住まいのあり方</u> について総合的な検討を進めるとともに、特別養護老人ホームについては、南伊豆町との自治体間連携による整備を踏まえた区域外整備の拡大や小規模特養の整備など、多様な手法を検討していきます。  | 取組み内容がよりわかりやすくなるよう修正                             |
| 17  | P22<br>グラフ<br>保育需要数の推移              | ※25年度まで：各年度の実績数(保育施設入所数+待機児童数)   | ※25年度まで：各年度の保育定員と待機児童数の合計  | より適切な記述に修正                                       |
| 18  | P27<br>施策の目標値<br>指標名                | 65歳健康寿命(東京保健所長会方式)   | 健康寿命<br><br>*65歳の人が要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間の平均(東京保健所長会方式)  | よりわかりやすい記述に修正及び説明を追記                             |
| 19  | P27<br>施策の目標値<br>指標名                | 内臓脂肪症候群の該当者とその予備群の割合   | メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者とその予備群の割合   | よりわかりやすい記述に修正                                    |
| 20  | P29<br>1(1)地域全体で取り組む健康づくり活動の推進      | 区民、事業者、関係団体及び区がそれぞれの役割・責務を踏まえ、協働して健康づくりを実施しやすい環境の整備や、ライフステージに応じた健康課題に効果的な対応ができるよう、健康づくり推進協議会を通じて目標の設定や評価を実施し、地域社会の多様な社会資源を活用して健康づくりを総合的に推進します。 | 区民、事業者、関係団体及び区がそれぞれの役割・責務を踏まえ、協働して健康づくりを実施しやすい環境の整備や、ライフステージに応じた健康課題に効果的な対応ができるよう、健康づくり推進協議会を通じて目標の設定や評価を実施し、地域社会の多様な社会資源を活用して健康づくりを総合的に推進します。 <u>(目標・指標は資料編を参照)</u>   | よりわかりやすくなるよう資料編に目標・指標を掲載していることを追記                |
| 21  | P32<br>4(1)①<br>正しい予防知識の普及啓発<br>4行目 | 特に、他の自治体と比較し、若年期からの注意が必要な乳がん・子宮がんの予防について、重点的に普及啓発を推進します。   | 特に、 <u>若年期</u> からの注意が必要な乳がん・子宮がんの予防について、重点的に普及啓発を推進します。  | 誤記による修正  |
| 22  | P46<br>3(2)歯科保健医療センターの運営            | 一般の歯科診療所では受診が困難な障害者や有病の高齢者などが、安心して歯科の治療や検診を受けられるよう「歯科保健医療センター」を設置し、障害のある方などの歯科医療の確保を図ります。また、地域歯科医療との連携を図るなど、より身近な歯科医での受診を進めるかかりつけ歯科医の普及を推進します。 | 一般の歯科診療所では受診が困難な障害者や有病の高齢者などが、安心して歯科の治療や検診を受けられるよう「 <u>歯科保健医療センター</u> 」を設置し、障害のある方などの <u>歯科医療の確保</u> を図ります。また、 <u>地域歯科医療機関との連携</u> により、 <u>訪問診療の利用</u> や <u>身近なかかりつけ歯科医の普及</u> を図り、 <u>歯科医療や口腔ケア</u> を推進します。 | 区民等意見の提出手続きの意見を踏まえ、医療歯科、口腔ケアについての記述を追記(別紙1No.21) |

| No. | 修正箇所                                       | 計画改定案   | 修正内容<br>(修正は下線部)   | 修正理由   |
|-----|--|---|--|--|
| 23  | P47<br>4 (2) 在宅医療相談調<br>整窓口の充実             | 医療が必要な高齢者に対して、<br>専門の職員が、どのような医療や<br>支援が必要かを把握し、地域の医<br>療機関及び制度の利用に繋げる支<br>援をします。   | 医療が必要な高齢者に対して、<br>専門の職員が、どのような医療や<br>支援が必要かを把握し、地域の医<br>療機関及び制度の利用に <u>つなげる</u><br>支援をします。   | 誤記による<br>修正  |
| 24  | P48<br>5 (3) 予防接種事業の推<br>進                 | 予防接種法に関する国の動向を踏<br>まえ、的確な予防接種事業を実施<br>するとともに、予防接種システムを<br>活用して未接種者へ接種勧奨を<br>実施し接種率向上に努めます。  | 予防接種法に関する国の動向を踏<br>まえ、的確な予防接種事業を実施<br>するとともに、予防接種システムを<br>活用して未接種者へ接種勧奨を<br>実施し、接種率向上に努めます。<br>また、 <u>感染症の流行状況を考<br/>慮して、予防接種に関する情<br/>報提供や任意予防接種の接種<br/>費用助成を実施します。</u>   | 区民等意見の<br>提出手続きの<br>意見を踏まえ、接種費用<br>助成を追記<br>(別紙1No.22) |
| 26  | P54<br>2 (3) の表題                           | (3) 地域包括ケアのバックア<br>ップ機能の整備 ( (仮) 天沼三丁目<br>複合施設の整備)  | (3) 地域包括ケアのバックア<br>ップ機能の整備 ( (仮称) 天沼三丁<br>目複合施設の整備)  | 誤記による<br>修正  |
| 28  | P54<br>3 (3) の表題                           | (3) 介護予防の普及啓発と推進  | (3) <u>地域リハビリテーション活<br/>動の支援</u>   | よりわかり<br>やすい記述<br>に修正                                  |
| 27  | P54<br>6 (5) の表題                           | (5) 高齢者24時間安心ヘルプ<br>サービス助成  | (5) <u>    </u> 24時間安心ヘルプ<br>サービス助成  | 名称を変更<br>すること<br>による修正                                 |
| 29  | P54<br>6 (6) の表題                           | (6) 高齢者火災防止器具給付   | (6) 高齢者火災安全器具給付  | 名称を変更<br>すること<br>による修正                                 |
| 30  | P55<br>高齢者の認知症対策と地<br>域包括ケアの推進 (事業<br>1～4) | 認知症の早期発見・早期対応の<br>ために相談体制の充実や関係機関<br>の連携強化、家族支援や地域支援<br>体制の仕組みづくりなどの認知症<br>対策を、地域包括ケアシステムの<br>中心となる課題と捉え取り組みま<br>す。また、新たに地域包括支援セ<br>ンター (ケア24) に「 (仮称) 地<br>域包括ケア推進員」を配置し、地<br>域ケア会議を活用した地域づくり<br>を進めるとともに、新たに創設す<br>る総合事業の整備や在宅医療体制<br>の充実を図り、地域包括ケアを推<br>進していきます。 | 認知症の早期発見・早期対応の<br>ために相談体制の充実や関係機関<br>の連携強化、家族支援や地域支援<br>体制の仕組みづくりなどの認知症<br>対策を、地域包括ケアシステムを<br>構築していく上での <u>具体的な課題</u><br>と捉え取り組みます。また、新た<br>に地域包括支援センター (ケア<br>24) に「 <u>    </u> 地域包括ケア推進<br>員」を配置し、地域ケア会議を活<br>用した地域づくりを進めるととも<br>に、新たに創設する総合事業の整<br>備や在宅医療体制の充実を図り、<br>地域包括ケアを推進していきま<br>す。 | ・よりわか<br>りやすい記<br>述に修正<br>・名称を<br>変更する<br>こと<br>による修正  |



| No. | 修正箇所                           | 計画改定案   | 修正内容<br>(修正は下線部)  | 修正理由                                    |
|-----|--------------------------------|---|---|---|
| 34  | P55<br>1 認知症対策の充実              | <p>認知症の早期発見・早期対応のため、相談体制を充実させるとともに、対応困難な認知症高齢者への訪問支援を行うなど、医療機関と連携して治療につなげます。また、認知症の治療や介護サービスの流れを定めた「認知症ケアパス」を作成し、本人や家族を地域でいかに支えていくかを明らかにします。</p> <p>更に、地域の人たちと協働して認知症への理解を進め、地域で支援する体制を充実します。</p>   | <p>認知症の早期発見・早期対応のため、相談体制を充実させるとともに、対応困難な認知症高齢者への訪問支援を行うなど、医療機関と連携して治療につなげます。また、認知症の治療や介護サービスの流れを定めた「認知症ケアパス」を作成し、本人や家族を地域でいかに支えていくかを明らかにします。</p> <p><u>さらに、区に認知症地域支援推進員を配置し、認知症初期集中支援チームや地域包括支援センター(ケア24)の地域包括ケア推進員と連携しながら認知症への理解をすすめる、地域で支援する体制を充実します。</u></p> | よりわかりやすい記述に修正                           |
| 31  | P55<br>1 (1) 早期発見・早期対応         | <p>認知症に早く気づき早く対応することの重要性を広めるための講演会の開催や、「セルフチェックシート」等の活用を通して認知症の早期発見・早期対応について普及啓発を図ります。</p>  | <p>認知症に早く気づき早く対応することの重要性を広めるため、<u>広く一般区民を対象とした講演会の開催や、「セルフチェックシート」等の活用を通して認知症の早期発見・早期対応について普及啓発を図ります。</u></p>   | 区民等意見の提出手続きの意見を踏まえ、講演会の対象者を追記(別紙1No.24) |
| 32  | P55<br>1 認知症対策の充実              | —   | <p>※用語説明として、下記の内容を追記</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>認知症地域支援推進員<br/>認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画</p> </div>   | より分かりやすくするため記述を追記                       |
| 33  | P55<br>(2) 認知症相談の充実            | <p>認知症高齢者の早期発見・早期対応のため、地域包括支援センター(ケア24)での認知症サポート医による物忘れ相談を拡充するとともに家族への認知症講座を実施します。</p> <p>さらに、専門医・医療介護専門職からなる「認知症初期集中チーム」を設置し、認知症が疑われる人の家庭を訪問し、生活状況や認知機能等の情報収集や評価を行い、適切な診断へと結びつけ、本人・家族への支援を行います</p> | <p>認知症高齢者の早期発見・早期対応のため、地域包括支援センター(ケア24)での認知症サポート医による物忘れ相談を拡充するとともに家族への認知症講座を実施します。</p> <p>さらに、専門医・医療介護専門職からなる「<u>認知症初期集中支援チーム</u>」を設置し、認知症が疑われる人の家庭を訪問し、生活状況や認知機能等の情報収集や評価を行い、適切な診断へと結びつけ、本人・家族への支援を行います</p>  | 誤記による修正                                 |
| 35  | P56<br>認知症コーディネータ<br>(用語説明の囲み) | <p>ケア24の相談ケースの中で認知症の疑いがあり受診に繋がらない等、必要な支援に繋がらないために苦慮している方の連絡を受け、疾患医療センターの職員と共同した訪問支援により適切な医療やサービスに繋いでいきます。</p>   | <p>ケア24の相談ケースの中で認知症の疑いがあり受診に<u>繋がらない</u>等、必要な支援に<u>つなげる</u>ために苦慮している方の連絡を受け、<u>認知症疾患医療センター</u>の職員と共同した訪問支援により適切な医療やサービスに<u>つないで</u>いきます。</p>  | 誤記による修正                                 |

| No. | 修正箇所                               | 計画改定案   | 修正内容<br>(修正は下線部)   | 修正理由           |
|-----|------------------------------------|---|--|----------------|
| 36  | P56<br>認知症クリティカルパス<br>(用語説明の囲み)    | 認知症クリティカルパス   | <u>医療機関連携クリティカルパス</u><br>( <u>認知症地域連携クリティカルパス</u> )  | 名称変更することによる修正  |
| 37  | P56<br>1 (3) の表題                   | (3) 「認知症ケアパスの作成」  | (3) <u>認知症ケアパスの作成</u>  | 誤記による修正        |
| 38  | P57<br>2 (1) 地域包括支援センター(ケア24)の機能強化 | 「(仮称) 地域包括ケア推進員」  | 「 <u>地域包括ケア推進員</u> 」   | 名称変更することによる修正  |
| 39  | P56<br>1 (4) 専門的な対応・支援の仕組みづくり      | 認知症の診断・治療に携わる医療機関の連携協力体制、医療連携の流れを明らかにする「クリティカルパス」を作成し、認知症の早期発見・早期診断につなげます。また、医療関係者向けに、認知症の実践的知識や専門的技術の習得を目的とした研修「医療関係者ネットワーク研修」を実施し、医療・介護現場全体での認知症高齢者への相談・対応の質の向上を図ります。 | 認知症の診断・治療に携わる医療機関の連携協力体制、医療連携の流れを明らかにする「 <u>医療機関連携クリティカルパス</u> (認知症地域連携クリティカルパス)」を作成し、認知症の早期発見・早期診断につなげます。また、医療関係者向けに、認知症の実践的知識や専門的技術の習得を目的とした研修「 <u>医療関係者ネットワーク研修</u> 」を実施し、医療・介護現場全体での認知症高齢者への相談・対応の質の向上を図ります。 | 名称変更することによる修正  |
| 40  | P57<br>2 (3) の表題                   | (3) 地域包括ケアのバックアップ機能の整備 ( (仮) 天沼三丁目複合施設の整備)  | (3) <u>地域包括ケアのバックアップ機能の整備</u> ( (仮称) 天沼三丁目複合施設の整備)   | 誤記による修正        |
| 41  | P58<br>3 (3) 介護予防の普及啓発と推進          | (3) 介護予防の普及啓発と推進<br><br>また、要介護状態になっても、いきがいや役割をもって生活できる地域を実現するため、地域のリハビリテーション専門職等を活かして、新たに「地域リハビリテーション活動支援事業」を実施します。   | (3) <u>地域リハビリテーション活動の支援</u><br><br><u>要介護状態になっても、いきがいや役割をもって生活できる地域を実現するため、地域のリハビリテーション専門職等を活かして、介護予防の取組を機能強化する「地域リハビリテーション活動支援事業」を新たに実施します。</u>   | より適切な記述に修正     |
| 42  | P59<br>5 (5) たすけあいネットワーク(地域の目)     | ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、地域のボランティアである「あんしん協力員」による定期的な訪問等により見守りを行うとともに、団体毎の業務の特色を活かした「あんしん協力機関」による、地域に暮らす高齢者に対する緩やかな見守りを行います。   | ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、地域のボランティアである「あんしん協力員」による定期的な訪問等により見守りを行うとともに、各団体の業務の特色を活かした「あんしん協力機関」による、地域に暮らす高齢者に対する緩やかな見守りを行います。  | よりわかりやすい記述に修正  |
| 43  | P61<br>6 (5) の表題                   | 高齢者24時間安心ヘルプサービス助成  | <u>24時間安心ヘルプサービス助成</u>   | 誤記による修正        |
| 44  | P61<br>6 (6) の表題                   | 高齢者火災防止器具給付   | 高齢者火災 <u>安全</u> 器具給付   | 名称を変更することによる修正 |

| No. | 修正箇所                       | 計画改定案  | 修正内容<br>(修正は下線部)  | 修正理由                                      |
|-----|----------------------------|--|---|---|
| 45  | P64<br>10(2) 介護人材の確保・定着支援  | 介護保険サービスを安定的に提供するために、ハローワーク等との協力により、就職相談会等を開催し、区内事業者の新規介護従事者の確保に努めます。また、区内介護保険サービス事業所に勤務する非常勤職員の健康診断費用の一部助成を行い、介護従事者の処遇改善を図り、定着を支援します。                               | 介護保険サービスを安定的に提供するために、ハローワーク等との協力により、就職相談会等を開催し、区内事業者の新規介護従事者の確保に努めます。また、新たに整備する介護施設等に対する人材確保経費助成の拡充を図るとともに、職員向け宿舎の借上げ経費を助成し、介護職員の確保と定着に向けた支援を充実します。さらに、区内介護保険サービス事業所に勤務する非常勤職員の健康診断費用の一部助成を行い、介護従事者の処遇改善を図り、定着を支援します。 | 区民等意見の提出手続き開始後に区の取組が具体化したことによる追記          |
| 46  | P69<br>5(1) の表題            | 総合的な住まいの確保策の検討   | 総合的な住まいのあり方の検討  | 取組み内容がよりわかりやすくなるよう修正                      |
| 47  | P69<br>5(1) 総合的な住まいのあり方の検討 | 住まいは、区民の生活を支える基盤であり、これまで杉並区住宅マスタープラン等に基づき、計画的に住宅政策を推進してきました。今後、地域包括ケアシステム構築の観点を踏まえ、要介護、ひとり暮らし、低所得の高齢者、障害者などが安心して暮らすことができるよう、多様な住まいの確保に向け、学識経験者を交え、住宅施策を総合的に検討していきます。 | 住まいは、区民の生活を支える基盤であり、これまで杉並区住宅マスタープラン等に基づき、計画的に住宅政策を推進してきました。今後、地域包括ケアシステム構築の観点を踏まえ、要介護、ひとり暮らし、低所得の高齢者、障害者などが安心して暮らすことができるよう、多様な住まいの確保に向け、学識経験者を交え、総合的な住まいのあり方について検討していきます。  | 取組み内容がよりわかりやすくなるよう修正                      |
| 48  | P77<br>12(2) 地域自立支援協議会の開催  | 障害者、サービス事業所、教育・就労・医療機関、ボランティア団体、相談支援機関、権利擁護機関等が参加し、現場での事例検討などを通して把握される課題について意見交換を行い、障害者施策の推進につなげていきます。   | 障害当事者・家族、サービス事業所、教育・就労・医療機関、ボランティア団体、相談支援機関、権利擁護機関等が参加し、現場での事例検討などを通して把握される課題について意見交換を行い、障害者施策の推進につなげていきます。   | よりわかりやすい記述に修正                             |
| 49  | P80<br>9 の表題               | 総合的な住まいの確保策の検討   | 総合的な住まいのあり方の検討  | 取組み内容がよりわかりやすくなるよう修正                      |
| 50  | P81<br>1(3) 地域支援ネットワークの整備  | 障害のある方が地域で安心して生活できるよう、関係部署や関係機関と連携を深め、地域支援ネットワークの強化・構築を図ります。   | 障害のある方が地域で安心して生活できるよう、学識経験者、障害当事者や障害関係機関職員等で構成する地域自立支援協議会が中核となり、地域の課題(医療・保健・福祉・教育・就労等) 検討や情報共有を行い、地域支援ネットワークの強化・構築を図ります。  | 区民等意見の提出手続きの意見を踏まえ、講演会の対象者を追記(別紙1 No. 59) |
| 51  | P84<br>9 の表題               | 総合的な住まいの確保策の検討   | 総合的な住まいのあり方の検討  | 取組み内容がよりわかりやすくなるよう修正                      |

| No. | 修正箇所                               | 計画改定案   | 修正内容<br>(修正は下線部)  | 修正理由                                       |
|-----|------------------------------------|---|---|--|
| 52  | P84<br>合理的配慮<br>(用語説明の囲み)          | 障害があっても日常生活を送れるよう、周囲が過度の特別な負担を負うことなく、状況に応じ、筆談や手助けなどの配慮をすること   | 障害のある人が日常生活を営むうえで妨げとなるもの(社会における制度・慣行・観念等含む)を取り除くため、状況に応じて行われる配慮のこと  | よりわかりやすい記述に修正                              |
| 53  | P85<br>10 障害者の権利擁護の推進              | (3)「心のバリアフリー」の推進(再掲)→92ページ  | (3)「心のバリアフリー」の推進(再掲)→92ページ<br>(4)成年後見制度等の利用促進(再掲)→96ページ   | 区民等意見の提出手続きの意見を踏まえ、再掲(別紙1No.61)            |
| 54  | P90<br>3の表題                        | 3 民生委員児童委員の地域活動支援   | 3 民生委員・児童委員の地域活動支援  | 表現の統一を図るため修正                               |
| 55  | P91<br>地域福祉活動への参加促進(事業1～4)         | 今後さらに進展する少子高齢社会に向けて、平常時から地域での互助・共助の仕組みを構築するため、地域福祉に対する取組を強化します。   | 今後さらに進展する少子高齢社会に向けて、平常時から地域での互助・共助の仕組みを構築するため、 <u>民生委員・児童委員、町会等地域活動団体、社会福祉協議会との連携を深め地域福祉に対する取組を推進</u> します。  | 区民等意見の提出手続きの意見を踏まえ、地域との連携等の記載を追記(別紙1No.71) |
| 56  | P92<br>3の表題                        | 民生委員児童委員の地域活動支援   | 民生委員・児童委員の地域活動支援  | 表現の統一を図るため修正                               |
| 57  | P93<br>生活困窮者等への支援(事業5～7)           | 平成25年の生活保護法一部改正に基づき、就労自立の促進、医療費の適正給付、不正・不適正受給の防止などの取組を進めます。生活保護世帯数の伸び率は減少しましたが、高齢者を中心に増加を続けており、引き続き被保護者の自立に向けた支援を強化していきます。また、新たに成立した生活困窮者自立支援法を活用し、生活保護に至る前の段階である生活困窮者やひきこもり等の若者を対象とした伴走型の支援を充実させていきます。 | 平成25年の生活保護法一部改正に基づき、就労自立の促進、医療費の適正給付、不正・不適正受給の防止などの取組を進めます。生活保護世帯数の伸び率は減少しましたが、 <u>増加を続ける高齢者受給世帯に対しては、安定した日常生活を送るための支援を行います。また、同じく増加を続けている稼働年齢世帯に対しては、自立に向けた支援を強化</u> していきます。さらに、新たに成立した生活困窮者自立支援法を活用し、生活保護に至る前の段階である生活困窮者やひきこもり等の若者を対象とした伴走型の支援を充実させていきます。 | 区民等意見の提出手続きの意見を踏まえ、わかりやすく修正(別紙1No.74)      |
| 58  | P94<br>5(3)①就労阻害要因に応じた就労・就労準備支援の充実 | 相談者の就労阻害要因を見極めたうえで、杉並ジョブトレーニング室が行う日常生活改善指導や基礎訓練、保健センターが行う成人期発達障害支援事業を活用した就労準備支援、常設ハローワークや就職支援ナビゲーターの巡回相談の就労支援など、様々な就労支援サービスにつなぎ、稼働年齢層の就労を促進しま   | 相談者の就労阻害要因に合わせ、 <u>就労支援センターが行う社会適応力訓練や就労準備訓練、保健分野と障害者福祉分野が連携して行う成人期発達障害者支援事業を活用した就労準備支援を行うほか、ハローワークなど様々な機関との連携により、稼働年齢層の就労を支援</u> します。  | より適切な記述に修正                                 |

| No. | 修正箇所                               | 計画改定案   | 修正内容<br>(修正は下線部)  | 修正理由  |
|-----|------------------------------------|---|---|---|
| 59  | P95<br>6(1) 自立支援プログラムの実施           | 就労自立給付金制度など、生活保護法内での新制度を活用しながら、専門的知識を持った支援専門員等による、就労支援や金銭管理支援・次世代育成支援等の各プログラムによる就労自立・生活自立を引き続き支援していきます。<br>また、急増する高齢者受給世帯が安定した日常生活を送っていけるよう、定期訪問や通院同行、金銭管理支援、適切な介護保険サービスを受けるための支援など、高齢者への自立支援を充実させていきます。    | 就労自立給付金制度など、生活保護法内での新制度を活用しながら、専門的知識を持った支援専門員等による、就労支援や金銭管理支援・次世代育成支援等の各プログラムによる就労自立・生活自立を引き続き支援していきます。<br>また、急増する高齢者受給世帯が安定した日常生活を送っていけるよう、就労支援の外、定期訪問や通院同行、金銭管理支援、適切な介護保険サービスを受けるための支援等生活支援を充実させていきます。            | 区民等意見の提出手続きの意見を踏まえ、高齢受給世帯への支援策をわかりやすく修正<br>(別紙1No.75) |
| 60  | P96<br>権利擁護の仕組みの充実<br>(事業8～13)     | 判断能力が十分でない方も、本人の人権が損なわれることなく地域で安心して暮らし続けることができるように権利擁護事業の充実を図っていきます。また、関係団体との協働、ネットワークの形成や苦情調整委員制度等での相談機能を強化し、権利擁護の拡充を進めていきます。<br>また、関係機関との連携や各相談機関の充実により、児童や高齢者・障害者への虐待防止、家庭内・配偶者間暴力の未然防止、早期発見・早期対応に努めます   | 判断能力が十分でない方も、本人の人権が損なわれることなく地域で安心して暮らし続けることができるように権利擁護事業の充実を図っていきます。また、関係団体との協働、ネットワークの形成や苦情調整委員制度等での相談機能を強化し、権利擁護の拡充を進めていきます。<br><u>児童や高齢者・障害者への虐待防止、家庭内・配偶者間暴力の未然防止については、関係機関との連携や各相談機関の充実により、早期発見・早期対応に努めます。</u> | よりわかりやすい記述に修正   |
| 61  | P96<br>8(1) 成年後見制度の利用促進            | 親族等がいなくて制度の利用ができない方を対象とした「区長申立」手続き、成年後見人報酬の一部助成などを、成年後見センターをはじめとする関係機関に周知し、制度利用を促進します。  | 親族等がいなくて制度の利用ができない方を対象とした「区長申立」手続き、成年後見人報酬の一部助成などを、 <u>杉並区成年後見センター</u> をはじめとする関係機関に周知し、制度利用を促進します。  | より適切な記述に修正  |
| 62  | P97<br>12の表題                       | 12 高齢者虐待防止の権利擁護の充実(再掲)  | 12 高齢者虐待防止と権利擁護の充実(再掲)  | 誤記による修正   |
| 63  | P101<br>1 新たな地域子育て支援拠点等の整備         | 新たな地域子育て支援拠点として、身近な地域で子育て支援サービスの利用相談・情報提供を行う「(仮称)子どもセンター」を段階的・計画的に整備するとともに、乳幼児親子が気軽に集い、子ども同士・親同士の交流や情報交換等ができる「つどいの広場事業」や「ゆうキッズ事業」を実施します。  | 新たな地域子育て支援拠点として、身近な地域で子育て支援サービスの利用相談・情報提供を行う <u>(仮称)子どもセンター</u> を段階的・計画的に整備するとともに、乳幼児親子が気軽に集い、子ども同士・親同士の交流や情報交換等ができる「つどいの広場事業」や「ゆうキッズ事業」を実施します。   | より適切な記述に修正  |
| 64  | P101<br>1(1) (仮称)子どもセンターの整備<br>7行目 | 平成28年度以降、区立施設再編整備計画に基づき、施設再編後の児童館施設等を活用して段階的に14か所程度(本計画期間内には2か所)整備する(仮称)子どもセンターでは、「保育の利用手続きを除く子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業のほか、「ゆうキッズを含む乳幼児親子の居場所事業」、乳幼児の「一時預かり事業」、「地域の子育て支援団体の活動支援や関係団体等による子育てネットワークづくり」を実施していきます。 | 平成28年度以降、区立施設再編整備計画に基づき、施設再編後の児童館施設等を活用して段階的に14か所程度(本計画期間内には3か所)整備する(仮称)子どもセンターでは、「保育の利用手続きを除く子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業のほか、「ゆうキッズを含む乳幼児親子の居場所事業」、乳幼児の「一時預かり事業」、「地域の子育て支援団体の活動支援や関係団体等による子育てネットワークづくり」を実施していきます。         | 計画変更による修正   |

| No. | 修正箇所                                  | 計画改定案  | 修正内容<br>(修正は下線部)  | 修正理由       |
|-----|---------------------------------------|--|---|------------|
| 65  | P101<br>1 (3) ゆうキッズ事業<br>の充実          | 現在、児童館で実施している「ゆうキッズ事業」を含む乳幼児親子の居場所は、小学校の通学区区域単位を基本とした身近な場所で利用できるよう、「区立施設再編整備計画」に基づき段階的に進める児童館再編後も、(仮称)子どもセンターや学童クラブ移設後の小学校、地域コミュニティ施設等で実施することとし、全体として現在と同規模の実施場所を確保するとともに、実施時間帯及びプログラム内容の拡充を図っていきます。 | 現在、児童館で実施している「ゆうキッズ事業」を含む乳幼児親子の居場所は、小学校の通学区区域単位を基本とした身近な場所で利用できるよう、「区立施設再編整備計画」に基づき、段階的に進める児童館再編後も、(仮称)子どもセンターや学童クラブ移設後の小学校、地域コミュニティ施設等で実施することとし、全体として現在と同規模の実施場所を確保するとともに、実施時間帯及びプログラム内容の拡充を図っていきます。 | 適切な記述に修正   |
| 66  | P106<br>事業 3の表題                       | 3 母子保健医療費等助成   | 3 母子保健医療費助成等による支援   | より適切な記述に修正 |
| 67  | P107<br>1 (2) 不妊相談の実施                 | 妊娠を望む夫婦や不妊に悩む夫婦が気軽に相談できる体制を整備するとともに、講座・専門相談・ピアグループカウンセリングを等行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図ります。  | 妊娠を望む夫婦や不妊に悩む夫婦が気軽に相談できる体制を整備するとともに、講座・専門相談・ピアグループカウンセリング等を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図ります。   | 誤記による修正    |
| 68  | P108<br>1 (7) 分娩施設整備助成事業の実施<br>上から2行目 | 区内の出産施設が減少が続く中、区民が安心して身近な医療機関等で出産できる環境を整えるため、医療機関に対して出産用のベッドを増やす際等に施設整備費の一部を補助します。   | 区内の出産施設の減少が続く中、区民が安心して身近な医療機関等で出産できる環境を整えるため、医療機関に対して出産用のベッドを増やす際等に施設整備費の一部を補助します。  | 誤記による修正    |
| 69  | P108<br>2 (1) 新たな産後ケア事業の実施            | 心身の不調や育児不安などから継続的な支援が必要な産後の母子等に対し、育児不安の軽減や育児技術の習得等を図るため、医療機関等との連携の下、母子ショートステイ・母子デイケア及び母子訪問支援による区独自の新たな産後ケア事業を実施します。  | 心身の不調や育児不安などから継続的な支援が必要な産後の母子等に対し、育児不安の軽減や育児技術の習得等を図るため、医療機関等との連携のもと、母子ショートステイ・母子デイケア及び母子訪問支援による区独自の新たな産後ケア事業を実施します。  | 誤記による修正    |
| 70  | P108<br>2 (4) あそびのグループ事業の実施           | 1歳6か月児健康診査後に、発達の偏り等の心配がある幼児とその保護者に対し、親子参加型のグループ活動を実施します。その後も必要な場合には、グループ活動を継続的にを行い、これらの活動を通して、保護者の子どもへの関わり等について助言を行うとともに、幼稚園や療育機関への円滑な通所に向けた支援を図ります。   | 1歳6か月児健康診査後に、発達の偏り等の心配がある幼児とその保護者に対し、親子参加型のグループ活動を実施します。その後も必要な場合には、グループ活動を継続的にを行い、これらの活動を通して、保護者の子どもへの関わり等について助言を行うとともに、幼稚園や療育機関等への円滑な通所に向けた支援を図ります。   | より適切な記述に修正 |
| 71  | P109<br>2 (6) 乳幼児健康診査等の実施<br>4行目      | また、歯と口腔の健康づくりを進めるため、乳幼児歯科相談及び、1歳6か月児・3歳児における歯科健康診査を実施します。  | また、歯と口腔の健康づくりを進めるため、乳幼児歯科相談及び1歳6か月児・3歳児における歯科健康診査を実施します。  | 誤記による修正    |
| 72  | P109<br>3の表題                          | 3 母子保健医療費等助成   | 3 母子保健医療費助成等による支援   | より適切な記述に修正 |

| No. | 修正箇所                                     | 計画改定案   | 修正内容<br>(修正は下線部)  | 修正理由                             |
|-----|--|---|---|----------------------------------|
| 73  | P111<br>「主な取組」 1 (8)<br>「主な取組」 5 (7)     | (8) 高校生世代までの子どもに対する学習支援 の充実 (再掲)  | (8) 高校生世代までの子どもに対する学習支援等の充実 (再掲)  | 誤記による修正                          |
| 74  | P112<br>1 (3) 実態調査の実施                    | ひとり親家庭の意識や生活実態を定期的に調査把握し、今後の支援施策・事業への活用を図っていきます。  | ひとり親家庭の意識や生活実態を定期的に調査把握し、 <u>支援策の充実等を検討</u> します。  | よりわかりやすい記述に修正                    |
| 75  | P113<br>(8) 高校生世代までの子どもに対する学習支援等の充実 (再掲) | → 9 1 ページ   | → <u>9 4</u> ページ  | 誤記による修正                          |
| 76  | P113<br>2 (1) 自立支援プログラムの策定               | ひとり親家庭の親が、安定した職業に就き、自立できる収入が得られるようよう、子ども家庭支援センターにおける ひとり親自立支援プログラム策定員が、個々の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するとともに、区就労支援センター等の関係機関と連携を図りながら就労にむけた支援を行います。 | ひとり親家庭の親が、安定した職業に就き、自立できる収入が得られるようよう、子ども家庭支援センターにおける、 <u>ひとり親自立支援プログラム策定員が、個々の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するとともに、区就労支援センター等の関係機関と連携を図りながら就労に向けた支援</u> を行います。                | 誤記による修正                          |
| 77  | P115<br>4 (2) 子育て相談サロン事業の実施              | 子育てに不安や悩みのある母親が、相談機能を兼ねた居場所として、親子で気軽に利用できる子育て サロン事業を実施します。  | 子育てに不安や悩みのある母親が、相談機能を兼ねた居場所として、親子で気軽に利用できる子育て <u>相談</u> サロン事業を実施します。  | より適切な記述に修正                       |
| 78  | P115<br>5 事業虐待対策の推進                      | 子ども家庭支援センターと保健センターが、医療機関等との連携しながら、特定妊婦及び要支援児童等の早期把握・早期支援を図ります。  | 子ども家庭支援センターと保健センターが、医療機関等と <u>連携</u> しながら、特定妊婦及び要支援児童等の早期把握・早期支援を図ります。  | 誤記による修正                          |
| 79  | P116<br>5 (3) 要保護児童等への支援<br>3 行目         | また、児童や保護者、区民、関係機関からの養育に関する相談・通告を受け、要保護児童対策地域協議会における児童相談所、民生児童委員、警察署等関係機関との役割分担の下、養育支援訪問事業や子どもショートステイ事業等の活用により、要保護児童等の家庭への適正な支援を図ります。          | また、児童や保護者、区民、関係機関からの養育に関する相談・通告を受け、要保護児童対策地域協議会における児童相談所、民生委員・児童委員、警察署等関係機関との役割分担のもと、養育支援訪問事業や子どもショートステイ事業等の活用により、要保護児童等の家庭への適正な支援を図ります。                              | ・表現の統一を図るため修正<br>・適切な記述に修正       |
| 80  | P116<br>5 (7) の表題                        | (7) 高校生世代までの子どもに対する学習支援の充実 (再掲) → 9 1 ページ   | (7) 高校生世代までの子どもに対する学習支援等の充実 (再掲) → <u>9 4</u> ページ   | 誤記による修正                          |
| 81  | P120<br>1 (7) 保育士等の人材確保                  | 区内私立保育園等に勤務する保育士 等の人材確保と定着化を図るため、保育士等の処遇改善に要する経費や保育士 資格取得経費の一部を補助するほか、区 の就労支援センター等と連携した就職セミナー・面接会等を実施します。                                     | 区内私立保育園等に勤務する保育士等の人材確保と定着化を図るため、 <u>保育施設開設に伴う保育従事職員の募集や宿舍借上げを支援するための補助制度を創設</u> します。また、引き続き、保育士等の処遇改善に要する経費や保育士資格取得経費の一部を補助するほか、区就労支援センター等と連携した就職セミナー・面接会等を拡充して実施します。 | 区民等意見の提出手続き開始後に区の取組が具体化したことによる追記 |

| No. | 修正箇所                               | 計画改定案   | 修正内容<br>(修正は下線部)   | 修正理由             |
|-----|------------------------------------|---|--|------------------|
| 82  | p122<br>現状と課題                      | 早期発見・早期療養の取組により、未就学の発達障害児の療育希望者が急増したことを受け、民間の児童発達支援事業所の設置の促進を図ってきました                                    | 早期発見・早期療育の取組により、未就学の発達障害児の療育希望者が急増したことを受け、民間の児童発達支援事業所の設置の促進を図ってきました   | 誤記による修正          |
| 83  | P128<br>1 次世代育成基金の活用推進             | 次世代育成基金を活用して、子ども・青少年が広く社会に関心を持ち、健やかに成長できるよう、国内外における自然・文化・芸術・スポーツなどのさまざまな体験・交流事業への参加を支援します。              | 次世代育成基金を活用して、子ども・青少年が広く社会に関心を持ち、健やかに成長できるよう、国内外における自然・文化・芸術・スポーツなどの様々な体験・交流事業への参加を支援します。   | 誤記による修正          |
| 84  | P128<br>2 学童クラブの整備・充実              | 保育需要と同様に、年々増加している学童クラブの需要に的確に対応するとともに、より安心・安全な育成環境の整備・充実を図ります。  | 保育需要と同様に、年々増加している学童クラブの需要に的確に対応するとともに、より安全・安心な育成環境の整備・充実を図ります。   | より適切な記述に修正       |
| 85  | P129<br>3 (1) 児童館の運営               | 児童館については、区立施設再編整備計画に基づき、現在の児童館が果たしている機能・サービスを、身近な小学校や新たに19か所程度整備する(仮称)子どもセンター等で継承し、充実・発展させる取組を段階的に進めます。 | 児童館については、区立施設再編整備計画に基づき、現在の児童館が果たしている機能・サービスを、身近な小学校や新たに整備する(仮称)子どもセンター等で継承し、充実・発展させる取組を段階的に進めます。                                      | より適切な記述に修正       |
| 86  | P130<br>6 (1) 中・高校生の赤ちゃんふれあい事業等の実施 | 中・高校生が赤ちゃんふれあい事業や心と体の悩みに関する講座、大学生と交流する事業などを通じて、他者への関心や共感能力を高めるとともに社会性等を育むための取組を実施します。                   | 中・高校生が赤ちゃんふれあい事業や、 <u>思春期の心と体</u> に関する健康講座等の実施により、 <u>命や健康を大切にする意識を高め</u> ます。また、大学生と交流する事業などを通じて、他者への関心や共感能力を高めるとともに社会性を育むための取組を実施します。 | よりわかりやすく具体的表現に修正 |